

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) 基本認識

○教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止と対応のために全力を尽くす。

そして、子どもたちを全力で守る。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、自分から言いづらいもの」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

(3) 学校としての構え

○子ども一人一人に対し、親身になって寄り添い、いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導、子どもの「居場所づくり」子ども同士の「絆づくり」を行うように以下のことを大切にする。

- ・一人一人の教職員は、自分が担任する学級・学年などに関わらず、いじめの相談や情報などに対して、どんな小さな事例でも、その日のうちに「学校いじめ未然防止・対策委員会」に報告する。
- ・学校は、生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、生徒を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い(少なくとも3ヶ月相当)、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

2 いじめの未然防止のための取組

- ・「分かる・できる授業」を推進する。
- ・日常生活から自己を見つめ、規範意識を育成する指導をする。
- ・道徳、人権教育等を通して、生命や人権を大切にする指導をする。
- ・全ての教育活動を通して、自己指導能力を育成する指導をする。
- ・インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進をする。(情報モラル)
- ・生徒会として「安心・安全宣言、ネット利用のルール」の見直し、人権に関わる集会を実施し、学校全体が主体的にいじめ防止の意識を高める。

- ・毎月、「あったかい言葉がけ運動」を実施する。仲間のよい姿を認め、広めていく中で、自己肯定感、自己有用感を高めていく。

3 いじめの早期発見・早期対応

- ・日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的な学校生活アンケート（月1回）、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyperQU 6月）等の実施。学校生活アンケートの一次資料は、当該生徒が卒業するまで保管する。アンケート後の聴取結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、3年間保管する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高める。
- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にして教育相談を進める。（学期に1回）
- ・保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

- ・委員会は下記のメンバーとする。

学校職員：校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭、担任、（部活動顧問）

学校職員以外：保護者代表、学校評議員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクール相談員（必要に応じて区長、民生児童委員に依頼する）

- ・学校職員による委員会は、毎週実施する。校外職員を含めた委員会は、年間で2回行う。

5 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・発見・通報を受けた教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、「いじめ未然防止・対策委員会」に情報を共有する。
- ・その後、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ・必要に応じ、関係諸機関の協力を求め、指導にあたる。

(2) 「重大事態」と判断されたときの対応

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。調査結果について、教育委員会へ報告すると共に、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして、教育委員会へ報告し調査に当たる。

6 学校評価における留意事項

- 学校評価において、次の2点について適正に学校の取組を評価し、いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行う。
- ・いじめの早期発見の取組に関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。

7 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

| 月 | 取組内容 |
|-----|---|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ○基本方針のホームページへの掲載 ○入学時、始業式、PTA総会等で児童、保護者、関係機関に基本方針の説明 ○職員研修（職員会で方針、前年度の実態と対応等を確認） ○学校生活アンケート（記名式）と「あったかい言葉がけ運動」の実施、報告・アンケートに基づいた教育相談の実施 |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート（記名式）と「あったかい言葉がけ運動」の実施、報告・アンケートに基づいた教育相談の実施 ○第1回いじめ未然防止・対策委員会の実施 ○生徒会「安心・安全宣言、ネット利用のルール」見直し |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ○郡いじめアンケートの実施（無記名式） ○QUアンケートの実施 ○全生徒対象の教育相談の実施 |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート（記名式）と「あったかい言葉がけ運動」の実施、報告・アンケートに基づいた教育相談の実施 ○夏休み中の個別の支援計画の作成 ○夏休みに向けての指導と教育相談機関の連絡 ○第1回県いじめ調査 |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ○職員会（夏休みまでの実態と防止対策の見直し） ○職員研修会（いじめの早期発見・対応等について、QUアンケートの分析） ○夏休み中の個別の支援報告の反省 |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート（記名式）と「あったかい言葉がけ運動」の実施、報告・アンケートに基づいた教育相談の実施 |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート（記名式）と「あったかい言葉がけ運動」の実施、報告・アンケートに基づいた教育相談の実施 |

| | |
|-------|---|
| 1 1 月 | ○学校生活アンケート（記名式）と「あったかい言葉がけ運動」の実施、報告 ・アンケートに基づいた教育相談の実施 ○生徒会の人権に関する集会「ひびきあいの日」に向けた取組 ○第2回いじめ未然防止・対策委員会の実施 |
| 1 2 月 | ○学校生活アンケート（記名式）と「あったかい言葉がけ運動」の実施、報告 ・アンケートに基づいた教育相談の実施 ○生徒会の人権に関する集会「ひびきあいの日」の実施 ○第2回県いじめ調査 ○冬期休業日に向けての指導と相談機関の連絡 |
| 1 月 | ○学校生活アンケート（記名式）と「あったかい言葉がけ運動」の実施、報告 ・アンケートに基づいた教育相談の実施 |
| 2 月 | ○学校生活アンケート（記名式）と「あったかい言葉がけ運動」の実施、報告 ・アンケートに基づいた教育相談の実施 |
| 3 月 | ○全生徒対象の教育相談の実施 ○第3回いじめ未然防止・対策委員会の実施 ○職員会（本年度のまとめ・いじめ防止基本方針の見直し） ○第3回県いじめ調査 |

※留意点

- いじめ事案に関する報告（運営委員会で毎週実施）
- いじめ事案の周知徹底（終礼、生徒指導交流で毎週実施）
- 帰りの会で「絆タイム（よいこと見つけ）」の実施